

A. この目的に当てはまるケース

フィリピンに長期滞在査証を持って居住し、大使館に在留届を提出している日本人長期滞在者と婚姻関係にある配偶者又はその子（特別養子を含む。）が、短期的に日本へ渡航する場合のことです。なお、数次査証が発給される場合であっても、「短期滞在」により本邦に入国し、1年の過半を本邦で過ごすことは原則認められません。本邦での滞在が長期化する場合には、別途長期滞在が可能な在留資格を取得することが必要です。

B. 提出書類

※ 各種提出書類の詳細は、当館 HP の「各種提出書類の補足説明」をご参照下さい。

① フィリピン共和国パスポート

（注） ラミネートが剥がれているもの、署名のされていないもの、余白が2ページ以上ないものは受付できません。

② 査証（ビザ）申請書

（注） 大使館ホームページ、大使館入口、代理申請機関で入手できます。

③ 申請用写真 1 枚（4.5 cm×4.5 cm、上半身無帽、背景白）

（注） 申請書の所定の欄に糊づけしてください。

④ 出生証明書

（注1） 文字がつぶれて読めない、又は、端が切れて情報が完全でない場合は、市町村役場発行の出生証明書を一緒に提出して下さい。

（注2） 出生届が遅延登録の方は別途「洗礼証明書」、「学校成績表（小学校又は高校、フォーム 137）」、「卒業アルバム（提出可能な方）」を一緒に提出して下さい。

（注3） 国家統計局（PSA）に記録が無い場合は、市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の無登録証明書を一緒に提出して下さい。

⑤ 婚姻証明書（既婚者のみ）

（注1） 既婚者で婚姻記録が PSA に無い場合は、市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の無婚姻証明書を提出して下さい。

（注2） ④及び⑤は PSA 本部又は「Serbilis Outlet Center」で取得して下さい。いずれも発行から1年以内のものに限ります。

⑥ 入国理由書

⑦ 戸籍謄本（数次査証を希望する場合のみ）

（注） 発行の日から3か月以内のものに限ります。

⑧ 比国に居住する日本人配偶者（又は親）のパスポートコピー

（注） 日本人配偶者（又は親）がフィリピンに長期滞在査証を持って居住していることの確認に必要なため、余白を除く全てのページのコピーを提出して下さい。なお、日本人配偶者（又は親）が「Tourist」等の短期滞在査証でフィリピンに滞在している場合には、長期滞在者とは認められず、その配偶者や子であってもこのカテゴリーには当てはまりません。

⑨ 比国に居住する日本人配偶者（又は親）の外国人登録証明書写し

⑩ 主たる生計維持者の在職証明書、所得証明書等

（注1） 年金受給者等で在職していない場合は、在職証明書を提出できない理由書を提出して下さい。

（注2） 所得証明書が提出できない場合は、預金残高証明書等を提出して下さい。

⑪ 数次有効査証の発給を希望される場合は、当館が定める書式「数次有効査証発給希望理由書」の発給条件の該当項目にチェックを入れるとともに、同査証の発給を希望する理由を記入し、提出して下さい。